

平成 2 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会厚生部会

目 次

重点要望事項

1	介護保険制度に係る市町村への支援策の充実	1
2	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	3
3	地域包括ケアシステム構築に向けた施策の充実	4
4	子育て環境の充実	5
5	私立幼稚園等に対する支援の充実	8
6	障害者総合支援法施行後の福祉施策について	9
7	医療保険制度の一本化に向けた取組について	11
8	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大について	12
9	医療保健政策区市町村包括補助事業の充実	13
10	予防接種等における支援の確立	14
11	公立病院に対する補助制度の充実	15
12	医師及び看護師等確保のための施策の充実	18
13	多摩地域における医療体制等の充実	19
14	自殺対策への支援の充実	21
15	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	22

一般要望事項

1	高齢者対策の充実	25
2	地域交通バスの運行維持に対する支援	26
3	居宅介護支援事業所の指定権限委譲について	27
4	学童クラブ等に対する補助制度等の充実	28
5	認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実	29
6	障害者施策推進区市町村包括補助の対象範囲等の維持と 更なる支援の充実	30
7	国民健康保険制度改正や福祉保健行政に関わる システム改修への対応	31
8	障害を理由とする差別解消の推進のための支援	33
9	発達障害者支援センターの開設について	34
10	生活困窮者に対する支援策の充実	35
11	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等	36
12	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等	37
13	新型インフルエンザ等対策における支援の充実	38
14	青少年の健全な育成に関する施策の充実	39
15	アスベスト対策の強化	40
16	放射線及び放射性物質への対応	42
17	飼い主のいない猫対策及び地域猫活動に対する支援	43
18	人権の森としての「国立療養所多磨全生園」の保全伝承	45
19	子どもの貧困対策	46

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
福祉保健局	1	介護保険制度に係る市町村への支援策の充実		1	
	2	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実		3	
	3	地域包括ケアシステム構築に向けた施策の充実		4	
	4	子育て環境の充実	総文	5	○
	5	私立幼稚園等に対する支援の充実	総文	8	○
	6	障害者総合支援法施行後の福祉施策について		9	
	7	医療保険制度の一本化に向けた取組について		11	
	8	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大について		12	
	9	医療保健政策区市町村包括補助事業の充実		13	
	10	予防接種等における支援の確立		14	
	11	公立病院に対する補助制度の充実		15	
	12	医師及び看護師等確保のための施策の充実		18	
	13	多摩地域における医療体制等の充実	環境	19	○
	14	自殺対策への支援の充実		21	
	15	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	総文	22	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
福祉保健局	1	高齢者対策の充実		25	
	2	地域交通バスの運行維持に対する支援	建設	26	○
	3	居宅介護支援事業所の指定権限委譲について		27	
	4	学童クラブ等に対する補助制度等の充実	総文	28	○
	5	認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実		29	
	6	障害者施策推進区市町村包括補助の対象範囲等の維持と更なる支援の充実		30	
	7	国民健康保険制度改正や福祉保健行政に関わるシステム改修への対応		31	
	8	障害を理由とする差別解消の推進のための支援		33	
	9	発達障害者支援センターの開設について		34	
	10	生活困窮者に対する支援策の充実		35	
	11	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等		36	
	12	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等		37	
	13	新型インフルエンザ等対策における支援の充実		38	○
	14	青少年の健全な育成に関する施策の充実	総文	39	○
	15	アスベスト対策の強化	環境 建設	40	○
	16	放射線及び放射性物質への対応	環境 建設	42	○
	17	飼い主のいない猫対策及び地域猫活動に対する支援		43	
	18	人権の森としての「国立療養所多磨全生園」の保全伝承	総文	45	○
	19	子どもの貧困対策	総文	46	○

重 点 要 望

(要 旨)

都においては、介護保険制度に係る以下の課題解決等に向けて、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、継続的に財政的、技術的支援策を講じられたい。

(説 明)

1 都から国への働きかけ

(1) 制度の運営に関する事項

- ① 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、十分に議論を尽くし、保険者の意見も反映するよう積極的に働きかけること。
- ② 低所得者対策として、利用者負担の軽減措置を充実させるなど、低所得者対策の抜本的な検討と見直しを、国の責任において実施するよう積極的に働きかけること。
- ③ 介護保険料の算定の基礎が合計所得金額であるため、申告分離課税の所得に係る特別控除及び損失の繰越控除適用前の金額を算定の基礎とすることとなっている。よって、介護保険法施行令を見直し、介護保険料の賦課において、申告分離課税の所得に係る特別控除及び純損失の繰越控除を適用し、国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料との整合性を図ること。
- ④ 介護保険制度の充実に向けて、市町村間の介護保険料の不均衡を解消するため、積極的に働きかけること。
- ⑤ 次期介護報酬改定においては、地域区分の設定について、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善を踏まえた適正な単価設定を行うとともに、大都市における人件費、物件費の高さなどを考慮し、実態に即したものとするよう積極的に働きかけること。
- ⑥ 税制改正を行い、保険料の納付方法（年金天引きと口座振替）による所得控除の不均衡を解決するよう積極的に働きかけること。
- ⑦ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の時効の取扱いについて、医療保険者と同様に、勧奨した日を起算日とするよう介護保険者の時効の取扱いを見直すよう積極的に働きかけること。

(2) 財政支援に関する事項

- ① 安定的な介護保険事業運営を阻害しないよう、財政調整交付金については、国の法定分について確実に交付し、法定負担分と別枠で設置するよう積極的に働きかけること。
- ② 地域支援事業を円滑に実施及び運営するため、十分な財源を確保するよう積極的に国に働きかけること。特に、地域支援事業で実施する地域包括支援センターの業務は、高齢化の進展に伴い、量が増加するとともに、医療・介護の連携や認知症への対応など質の向上も求められていることから、センターの機能強化に向けて財源の一層の充実を積極的に働きかけること。

2 都独自の支援策

- (1) 生計困難者等に対する介護サービス利用者負担額軽減事業については、サービス範囲の拡大だけでなく、都独自の所得基準等を設け対象者の拡大を図ること。
- (2) 主治医意見書の記載内容は、介護サービスの有無、在宅サービスの上限等に影響を与えるものであり、診療経過や処方内容だけでなく、介護の手間の記載を正確に行うよう医師会等を通じて引き続き注意喚起を図られたい。
- (3) 訪問介護員は介護サービスの提供にあたり多くの専門知識や経験が求められる一方で、約8割は非常勤の職員が占めている。しかし、現在実施している介護員スキルアップ研修は、これらの職員が対象外となることから、研修の対象者及び定員の拡大を図ること。

また、増大する福祉ニーズに対応するため、介護人材の安定した確保が必要であるが、慢性的に訪問介護員が不足している状況にあることから、人材確保策を講じられたい。

- (4) 東京都主催又は委託により実施している介護に携る職員を対象とした研修は、現在東京都社会福祉保健医療研修センター等の区部の会場を中心に実施している。しかしながら、区部を会場とした研修に参加することが職員及び施設運営に大きな負担となっている。このため、負担の均衡化と今後ますます増加する介護人材の育成の観点から多摩地域での研修開催を要望するものである。

特に、認定調査員研修については、開催日、定員も限定されているため、必ずしも調査員全員が参加可能となっていない。介護保険制度の基礎となる要介護認定に係る調査員の研修は重要であり、全員が受講しやすい環境を整える必要があることから事業の充実を要望する。

要望事項	2 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	要望先 福祉保健局
------	---------------------	-----------

(要 旨)

福祉保健区市町村包括事業をはじめ各種高齢者保健福祉施策の充実を図りたい。

(説 明)

市町村（保険者）が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する、効果的かつ効率的な支援等を可能とする介護予防・日常生活支援総合事業が新しく創設され、市町村は継続的に安定した事業運営を求められることとなった。

については、広域の見地から施策を推進するため財政措置の充実強化を図ること。

- 1 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築により創設された、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助基準額の増額、補助率の引上げ等、一層の充実を図ること。とりわけ成年後見活用あんしん生活創造事業については、補助基準額を増額し、後見人等候補者養成事業の事業促進期間の延長を図ること。
- 2 老人クラブ運営費補助金の報告書の様式を、高齢者に分かりやすい様式に変更し、報告項目の簡略化を図ること。
- 3 東京都シルバーパス事業について、高齢者にとってより円滑な手続きとなり、市町村の事務負担が軽減できるよう、新規対象者に対し周知の強化を図るとともに、発行の際に必要な所得証明書類も明確に周知する等、一般社団法人東京バス協会に働きかけられたい。また、利用者の便宜を図るため、一般の定期券と同様に購入日から1年間の通年対応とする措置を講じるよう、働きかけられたい。

要望事項	3 地域包括ケアシステム構築に向けた施策の充実	要望先 福祉保健局
------	-------------------------	-----------

(要 旨)

地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を担う、地域密着型サービスの整備促進に係る施策の充実を図りたい。

(説 明)

- 1 地域包括ケアシステム構築にあたり、地域密着型サービスの十分な整備促進が必要とされている。しかしながら、土地購入、初期投資に係る負担が大きいことから、地域包括ケアシステムを支える重要なサービスとして位置づけられている定期巡回・随時対応型訪問介護看護や地域密着型特養、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の施設整備が計画通りに進まない現状がある。

については、都有地等の活用による介護サービス基盤のさらなる整備促進や工事費補助の増額等を図りたい。

- 2 指定療養通所介護は、難病やがん末期の要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から、医療機関や訪問看護サービス等との連携体制や安全かつ適切なサービス提供のための体制を強化するため、平成 18 年 4 月から介護保険制度に加わったサービスであるが、その整備数は東京都内で 5 か所に留まっている。

介護保険法等の改正に伴い、28 年 4 月から地域密着型サービスのひとつとして位置づけられ、今後、より一層の充実が求められている。また、平均在院日数の短縮化や療養病床の再編、後期高齢者の増大などに伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者が急速に増える中で、これらの中重度者のニーズに対応したサービスを整備し提供していくことが地域包括ケア体制構築の喫緊の課題である。

については、当該サービスを提供する事業所の開設及び運営に係る補助制度の創設、周知を講じられたい。

要望事項	4 子育て環境の充実	主 税 局 要望先 福祉保健局 教 育 庁
------	------------	-----------------------------

(要 旨)

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て環境の充実のために市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度の改正に伴い事務や財政的負担が増加している。円滑な施策実施のため、国への働きかけや財政措置等、都においても積極的な支援策を講じられたい。

(説 明)

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村は様々な子育て環境の充実のための施策を展開しているが、積極的な支援策として、次の事項について充実強化を図られたい。

1 都から国への働きかけ

(1) 子ども・子育て支援新制度については、制度が円滑に進められるよう、今後も国の責任において財源を確実に確保すること。

また、施設型給付費等の交付等においては、制度や算出方法を簡素化するなど、事務負担の軽減を図ること。

(2) 国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について、延長保育や、放課後児童健全育成事業等をはじめ、対象となる13事業の補助を一層充実すること。

特に、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て短期支援（ショートステイ及びトワイライトステイ）事業については、安定的な事業運営の観点から、経費の実態に合った補助額となるようその算定方法を見直し、補助を一層充実すること。

(4) 子ども家庭支援センターを児童福祉法施行規則第6条に基づく児童福祉司の任用資格における指定施設にすること。

(5) 婚姻歴のないひとり親には税法上の寡婦（夫）控除の適用がなく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額等に差異が生じる場合がある。こうしたひとり親家庭の自立支援、子どもにとって経済的に不利益な状況の改善を図るために、婚姻歴のないひとり親にも寡婦（夫）控除を適用するよう税の控除制度を改めること。

2 都の支援・財政措置

- (1) 平成 27 年度に施行となった子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政的・技術的支援の充実及び広域調整機能の発揮等の積極的な対応を図ること。
- (2) 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業については、事業や施設の拡充に対応する予算の増額措置が行われているが、引き続き、予算全体の増額や補助率の引上げなど、積極的な支援策を講じること。
- (3) 平成 28 年度から、虐待対策コーディネーターを増配置するための補助基準額の拡充及び区部においてはコーディネーター等の増員が行われたが、現状の配置基準では市町村には適用できなかつた。今後、増え続ける虐待・相談ケースに迅速かつ的確に対応するため、引き続き、虐待対策コーディネーター及びワーカーの配置について、地域の実情に合った配置基準の見直しと財政支援の一層の充実を図ること。
- (4) 児童相談所の職員については、これまでも段階的に増員が図られてきたが、増え続ける児童虐待等に迅速かつ組織的に対応するため、引き続き、児童相談所の職員の更なる増員や職員のスキルアップなど、東京都内全域の児童相談所機能の充実強化を図るとともに、関係機関と情報を共有し、児童虐待等に的確に対応すること。
また、児童相談所は市町村に対して、更なる連携及び支援を図ること。
なお、児童相談所の職員については、平成 28 年度 18 名増員のうち多摩地域への増員は無いので、多摩地域への職員の増員を図ること。
- (5) 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度について、区部が所得制限を撤廃している状況に対して、市部では義務教育就学児医療費助成制度において 20 市が所得制限を設けており、同じ都民でありながら、地域間格差が生じている。この事実を鑑み、東京都に暮らす子どもに等しく福祉が行き渡るよう、都制度による所得制限の撤廃及び補助率の引き上げ等を検討すること。
- (6) ひとり親家庭等の医療費助成制度は、都の実施要綱により、各市区町村が実施主体となり事業を行っている。助成範囲は、現在、申請者及び扶養義務者の住民税の課税額の有無により助成割合が区分されている。ひとり親家庭等への支援の充実という観点から助成割合の区分を撤廃すること。
- (7) 保育料の算定において、きょうだい順位カウントの対象年齢は、1号認定子どもは、3歳児から小学校3年生まで、2号認定及び3号認定子どもについては、就学前までとなっている。そのため、事務処理が煩雑となり、市民も制度の理解が困難な状況にある。このため、都として制度化し、2号～3号認定子どもの保育料算定カウントについても小学校3年生までと改め、財政面について

ても充実を図ること。

要望事項	5 私立幼稚園等に対する支援の充実	要望先 生活文化局 福祉保健局
------	-------------------	-----------------------

(要 旨)

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・認定こども園の公定価格の見直し及び幼稚園就園奨励費補助金の予算確保について国に要望されたい。

(説 明)

- 1 子ども・子育て支援新制度において、都内の法人立幼稚園は、国の定める公定価格では運営費に不足が生じ、採算が取れない可能性があることへの不安等から8割弱の園が新制度に移行しておらず、制度の導入が円滑に進んでいない状況にある。
 ついては、新制度への移行を希望する法人立幼稚園が安心して移行できるよう公定価格の見直しを国に働きかけられたい。
- 2 新制度に移行していない幼稚園について、国の幼稚園就園奨励事業の補助率は「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に1/3以内とあることから、市の財政負担が大きくなるよう確実に1/3を確保していただくよう、必要な予算を確保し、確実な交付を行うよう、国に対して強く要望されたい。
- 3 子ども子育て支援新制度に移行しない幼稚園が0歳から2歳までの認可外保育施設を設置する場合に、施設の改修費等についても、財政措置を図るとともに、入所児童の保育に要する経費について、認定こども園（幼稚園単独型認定こども園（接続型））の公定価格における同一の定員区分、年齢区分に相当する補助金を交付できるよう財政措置の充実を図られたい。

(要 旨)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）のもとにおいて、市町村の役割と財政負担が更に大きくなっている。法に基づく事業を実施するにあたり、市町村の障害福祉施策の安定的な運営のため、以下のとおり支援を図られたい。

(説 明)

- 1 地域生活支援事業については、意思疎通支援の強化が求められるなど事業のメニューが増えていることから、障害者総合支援法の自立支援給付と同じく市に超過負担が生じないように、事業の拡大に対応した確実な予算措置を、引き続き国に対して働きかけられたい。
- 2 地域生活支援事業で必須メニューとなっている移動支援事業については、通学等への利用に対し十分に支給されることが強く望まれている。教育を受ける権利保障に係る支援は、国の責務として実施すべきであり、新たな仕組みの構築についても引き続き国に働きかけられたい。また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上のための支援について国に働きかけられたい。
- 3 訪問系サービスにかかる費用については、政令で国庫負担基準額の上限を定めていることから、重度訪問介護等の訪問系サービスを長時間利用する重度障害者が多い市においては、実態として過大な負担が生じている。障害者の地域での自立生活を保障するために必要なサービス量として支給決定した市町村が負担を強いられることのないよう、重度障害者に対する給付実態を反映した国庫負担基準を導入するなどの適切な措置を講じるよう、国に働きかけられたい。
- 4 日中活動系サービスの利用者が増加するなか、日中活動系サービス事業所の施設整備を促進するために、国庫補助事業の財源を拡充するよう、引き続き国に働きかけるとともに、都の障害者通所施設等整備費補助事業において、賃貸借既存建物の改修のみならず創設施設も補助対象に加えるなど、都における支援を充実されたい。
- 5 障害者やその家族の高齢化が進む中で、地域で安心して暮らしていくためには、介護者の緊急時や介護からの休息をとるための短期入所施設が大変重要な役割を果たしているが、医療的ケアを要する重症心身障害者（児）が利用できる短期入

所施設は限られている。

都においては、整備目標を掲げ施設数、病床数の拡大に努めているが、引き続き目標値の確実な達成に向け、日常的に利用できる短期入所枠を十分確保するとともに、事業者となり得る医療機関への働きかけを積極的に行い、多摩地域における円滑な利用が可能となるよう短期入所施設数の拡大に努められたい。

- 6 地域における相談支援体制を強化するため、相談支援員の人材確保や、報酬単価の引き上げ、相談事例に応じた加算など、相談支援事業者が相談支援専門員を安定的に配置できる仕組みに改めるよう、引き続き国に働きかけられたい。

さらに、相談支援専門員の質の向上を図るため、相談支援専門員従事者研修については、多摩地域での開催をはじめ、経験年数に応じたプログラムの追加など、更なる充実を図られたい。

- 7 平成 29 年度までに各市町村に少なくとも 1 か所以上整備することとされている「障害者地域生活支援拠点等」に係る整備等について、早期の情報提供を行うとともに、障害者の地域生活の実態やニーズ等、地域の実情を十分踏まえ、市町村に超過負担が生じないよう必要な財源措置をするよう国に働きかけられたい。

また、都においても積極的な財政支援及び技術的支援を図られたい。

- 8 放課後等デイサービスについて、重症心身障害児を受け入れている事業所数はまだ十分ではないことから、特に医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象としたサービス事業所への支援策を講じるとともに、都立病院の活用など、障害児の医療的ケアに実績のある病院等への設置に向けた調整を図られたい。

また、放課後等デイサービスを提供する事業者が増加する中で、特に営利法人の新規参入が多くなり、中には単に居場所を提供している事例や軽度の障害児を集めている事例がある状況を踏まえて、都の事業者指定においては適切な時期に設置市からの意見聴取を義務付ける等、適切な事業者による運営がなされるよう事業者指導等の徹底を図られたい。

要望事項	7 医療保険制度の一本化に向けた取組について	要望先 福祉保健局
------	------------------------	-----------

(要 旨)

我が国の国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険の構造的課題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都としても積極的に取り組まれない。

(説 明)

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成 27 年 11 月 19 日の国保制度改善強化全国大会では医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

30 年度からの制度改正は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、32 年には団塊の世代がすべて 70 歳を超え、医療費の急増により国保財政はさらに厳しくなることが予想される。

都においては、今後も市と協議を重ねつつ、30 年度に向けて滞りなく準備を進めるとともに、最終的に医療保険制度の一本化が図られることを、国に対し一層強く働きかけられたい。

要望事項	8 国民健康保険制度における国の公費負担割合 拡大について	要望先 福祉保健局
------	----------------------------------	-----------

(要 旨)

国民健康保険法に定める国の費用負担について、適切な負担割合へ拡大することを国に対して要望されたい。

(説 明)

国民皆保険体制の中核をなす国保にあつては、中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増加を招いている一方、年金生活者、非正規労働者及び失業者などの低所得者が多く加入していることから保険料（税）収入が得られにくく、一般会計から多額の繰入金等によらざるを得ない厳しい運営を強いられている。

国は公費により、平成 27 年度から低所得者対策の強化のため保険者支援制度を拡充したが、市町村国保の運営には一定の効果があつたものの、更なる財政支援策が必要である。

については、30 年度の制度改正までの間、市町村国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国に対し現行の国庫負担金割合（療養給付費等負担金 32%、調整交付金 9%）の引き上げとともに、新制度移行後も多子世帯への均等割課税額の軽減など更なる低所得者対策の実施に向けた制度設計を行うよう要望されたい。

さらに、平成 27 年 11 月 19 日の国保制度改善強化全国大会の決議のとおり、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置の廃止に向けて国に積極的に働きかけられたい。

要望事項	9 医療保健政策区市町村包括補助事業の充実	要望先 福祉保健局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

医療・保健サービス事業を実施する各市町村の実情に応じ、医療保健政策区市町村包括補助事業について引き続き充実強化を図られたい。

(説 明)

医療保健政策区市町村包括補助事業は、市町村が主体的に実施する医療・保健サービス事業に対し支援を行い、その向上を目的に実施する事業であり、医療・保健サービスの充実に一定の成果をあげている。

しかし、市町村が担う医療・保健サービスは年々多様化していることから、各分野のサービスの充実を主体的に行う市町村を支援するため、医療保健政策区市町村包括補助事業の更なる充実強化を図られたい。

- 1 先駆的事業、選択事業及び一般事業の採択にあたっては、市町村それぞれの実情に応じた創意工夫による事業を展開していることから、採択する対象事業に係る補助期間、補助率、基準ポイントの上限設定値等については、補助要綱を見直し、事業内容に応じ、柔軟な対応を図ること。
- 2 補助対象となる内容及び条件等をより明確化し、市町村との事前協議が整った補助事業については、確実に財源措置を講じること。
- 3 災害医療計画策定支援事業に関しては、緊急医療救護所は対象となるが、その他の医療救護所は対象外であるなど、事業によっては制約が多いことから、市町村の実情に沿った柔軟な運用を図ること。

要望事項	10 予防接種等における支援の確立	要望先 福祉保健局
------	-------------------	-----------

(要 旨)

感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸することなく接種を受けられる環境づくりについて適切な支援策を講じられたい。

(説 明)

1 予防接種制度の幅広い見直しがなされ、26年度までに5ワクチンが定期化され、B型肝炎についても28年10月から定期化が行われるが、接種にかかる費用について交付税措置をされているものの、市の負担は増える一方である。

感染症対策は危機管理であり、予防接種施策はその基盤をなすものであることから、円滑な事業実施ができるよう、交付税単価の引き上げを含め、一層の財政支援を引き続き国に働きかけられたい。

2 おたふくかぜ、ロタウイルスについては、今後定期化の方向で検討されており、円滑な事業実施ができるよう、地方交付税によらずに実態に応じた恒久的な財政措置を講じるよう、引き続き国に働きかけられたい。また、おたふくかぜ、ロタウイルスの任意接種者に対し実施している医療保健政策区市町村包括補助事業を、定期予防接種化までの補完として継続されたい。

3 定期予防接種、任意予防接種を問わず、各種予防接種ワクチンについて安定的にワクチン供給が図られ、また、定期予防接種化にあたっては十分な情報提供と準備期間が与えられるよう、引き続き国に働きかけられたい。

4 接種ワクチンの急増に伴う複雑化や、ワクチンの安全性への関心の高まりに、市や医療現場が混乱なく適切に対応できるよう、特に子宮頸がん予防ワクチンについては、客観的データを基に幅広い情報を提供するよう、引き続き国に働きかけられたい。

(要 旨)

多摩島しょの市・町・組合立の病院は、都立病院の補完的役割を担いつつ、地域住民の期待に応えるべく、それぞれの地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献している。

しかし、近年の医療制度の大改革により、病院経営はこれまで以上に厳しい状況にある。更に、都道府県単位で策定される「地域医療構想」と併せ、「新公立病院改革プラン」の策定など、更なる経営改革が求められている。また、救急受入れ体制の維持や施設整備等も併せ、以前にも増して医療機関の負担が大きくなっている。

については、公立病院の役割と実情に応じた適正な支援をするよう国に要請するとともに、併せて都単独の補助制度を継続し支援を図るなど、適切な地域医療提供体制を確保するため、特段の措置を講じられたい。

(説 明)

1 公立病院運営事業補助制度の充実

公立病院運営事業補助制度の平成 31 年度の見直しに向けて、公立病院の地域での役割や経営状況を考慮し、病床基礎額の増額、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和など、公立病院の役割が適切に反映できるよう市町村、その他関係機関等と検討を行い、公立病院の運営費に対する補助制度の大幅な充実を図られたい。

2 施設整備事業等に対する補助制度の拡充

(1) 公立病院施設整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、補助額算出のための基準面積を大幅に引き上げられたい。

また、建物本体と建物付帯設備の財産処分の制限期間を同一とせず、建物付帯設備の更新が、補助金の返還をすることなく新たに補助金の交付が受けられるよう、利用しやすい制度を要望する。

(2) 災害拠点病院である公立病院としての役割を果たすためには、災害時における医薬品、資機材等の整備やDMA Tの充実は急務となっているが、災害時に多数の患者に対応できる医薬品・食料・飲料水の備蓄やDMA T育成に係る費用や資器材等は、依然として不足している状況にある。

については、拠点病院に対する備蓄医薬品・食料・飲料水等の災害対応配備品

等の整備に係る費用補助制度を新設するなど、震災対策措置に係る補助の充実強化及びDMATに要する費用補助の新設と東京DMAT運営協力金交付要綱の拡充を図られたい。

- (3) 地域における災害医療体制の一層の強化を推進するためには、市町村と災害拠点病院との連携協力が不可欠である。しかし、災害時に設置され、緊急医療救護所における医薬品の供給元となる災害薬事センターは、多摩島しょ地域において体制整備が進んでいないのが現状である。

については、災害薬事センターに必要となる医薬品の備蓄等に対する財政的支援を講じられたい。

3 救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関等に係る財政支援の見直し

- (1) 救命救急センター及び特殊診療部門の運営費補助については、公立病院運営事業補助基準額の単価の見直しが一部あったものの、依然として不採算状態が解消されていない。については、地域の実情に応じた人員配置と設備を整備するため、継続して公立病院運営事業補助における補助基準の拡充等支援制度の充実を図られたい。

- (2) 現行の救急医療に関する補助制度に加え、東京ルールに恒常的に参画するため、医師確保や処遇改善など当該医療機関の救急体制を維持できるよう、二次救急医療及び周産期母子医療に関する休日勤務手当補助基準額の増額等さらなる拡充を図られたい。

また、東京ルールの地域内調整担当医師確保料の単価の大幅な引き上げを図られたい。

4 「地域医療介護総合確保計画」の着実な実施等

「地域医療介護総合確保計画」に位置づけられた諸事業について、各病院の実情に応じた事業形態とするなど、柔軟な事業実施に努められたい。

特に、今日の救急医療現場の課題（医師不足、過剰勤務等）を踏まえ、救急医療機関勤務医師確保事業の対象に救命救急センターを加えるとともに、同事業における一人1回あたりの基準額の増額や一人1日あたりの限度額の撤廃を行うとともに、規定されている休日に土曜日を加えるなど、手当の支給実態に即した補助事業への充実を図られたい。

また、医師勤務環境改善事業について、院内保育所整備費及び運営費補助の充実並びに医師事務補助者の配置及び活用に対する支援の充実に要する経費を新たに補助対象とするなど、更なる事業の充実を図られたい。

5 地域包括ケアシステムにおける医療連携の充実に向けた支援制度の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、「地域完結型医療」を推進することは公立

病院の役割である。また、地域包括ケアシステムにおいては、病院や診療所だけでなく在宅ケアや介護との連携など、多職種による診療情報の共有が望まれることから地域医療連携 I C Tシステムの構築が推進されている。しかし、地域医療連携 I C Tシステムの整備には多額の費用が生じるため、構築が進んでいない状況にある。

このシステムは、一医療機関が単独で導入しても意味をなさないため、より多くの医療機関等が容易に参加できるよう、システムの運営や管理に関する補助制度の充実を図りたい。

また、医療連携や退院支援に関わる社会福祉士の配置を促進するための支援の充実を図りたい。

(要 旨)

多摩島しょにおける公立病院の安定した医療体制の確保を可能とするため、医師及び看護師等の医療従事者確保に向けて、特段の措置を講じられたい。

(説 明)

1 産科・小児科・麻酔科等の医師確保策

(1) 都においては、「東京都地域医療支援センター」の設置や医師奨学金制度の創設等、様々な医師確保対策を推進しているものの、依然として内科・産科・小児科・麻酔科・心臓血管外科・救急科等の医師不足は極めて深刻な状況にあり、公立病院として安定した事業運営に困難をきたしている。ついては、都としても引き続き医師確保策や育成事業等を講じられたい。

(2) 都は「東京都地域医療支援ドクター事業」により、多摩島しょの公立病院に対し医師派遣を行っているが、依然として医師が充足している状況ではないため、都における医師養成機関である「東京都医師アカデミー」と連動した医師派遣支援制度を確立し、多摩島しょの公立病院に、より多くの医師を派遣できるよう講じられたい。

2 看護師等の確保策

近年、多摩島しょの公立病院では、看護師が定員割れを起こすなど、事業運営に支障をきたしている。病院の看護師等医療従事者の確保を図るため、中学・高校生等の若年層に対する看護師等医療従事者の魅力を発信する機会を設けるとともに、免許を有する未就業者の地元医療機関への就業を促進するための看護職員等医療従事者の人材確保策を引き続き講じられたい。

要望事項	13 多摩地域における医療体制等の充実	要望先 福祉保健局 環境局
------	---------------------	---------------------

(要 旨)

多摩地域における医療体制等の充実を図るために人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 多摩地域における小児・周産期医療体制の機能を強化するために最大限の人的・財政的支援を講じられたい。
 - (1) 周産期母子医療センター及び周産期連携病院の整備及び機能強化を図ること。
 - (2) 都立小児総合医療センターと地域の中核病院との連携で必要となる小児用ドクターカーの運行について、継続的支援を行うこと。
 - (3) N I C U（新生児集中治療室）整備促進を図るため、N I C U設置の見込みのある病院に対し働きかけを行うとともに、人的・財政的支援を行うこと。
- 2 災害時にはクリニックなどの医療施設においても、透析や産科医療等の医療活動に対応する必要がある、非常時に対応した施設・設備の機能強化が求められている。ついては、自家発電設備、古い医療機器のバッテリー内蔵機種への更新、ナースコールなどの非常配電システムへの変更等、施設・設備の機能強化に幅広く適用できる継続的な補助制度を創設されたい。
- 3 病床機能分化・転換にかかる支援

病床機能報告に基づく、構想区域毎の病床機能分化を進めるにあたっては、医療機関相互の合意を得ることなく病床数の削減や病床転換指導等を行わないこと。
- 4 在宅医療等移行促進のための支援

地域医療構想において、在宅医療の推進が掲げられているところであるが、現状は、患者の高齢化、独居老人の増加、親族との疎遠などが進み、転院、退院が困難となっている。ついては、患者の在宅医療等への移行促進の更なる充実を国に働きかけられたい。
- 5 温室効果ガス排出総量削減義務及び排出量取引制度において、新たな削減義務率による第2計画期間が27年度から開始した。

温室効果ガスの削減は、病院施設においても例外ではなく、新たに定められた基準排出量を達成すべく取り組んでいくものであるが、病院によっては削減義務率の緩和措置が適用されても自らでの達成が難しく、排出量取引が負担となる病

院もある。

については、24時間昼夜稼働し、体力・免疫力が劣る入院患者を抱え、高度精密医療機器を多く配置し、常に一定条件の温湿度管理が重要となる病院施設の実情等を考慮し、削減義務率の更なる緩和を図られたい。

6 多摩地域における検案医の不足解消及び配備態勢等の充実を図るために、政令改正並びに人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

(1) 「監察医を置くべき地域を定める政令」を改正し、多摩地域もこの地域に指定するよう国に働きかけられたい。

(2) 東京都監察医務院の監察医師数を増やし、新たに多摩地域に拠点を設置し、各市町村に派遣するよう図られたい。

(3) 政令改正が行われるまでの間は、都において現在の検案医に対する研修を実施されたい。

要望事項	14 自殺対策への支援の充実	要望先 福祉保健局
------	----------------	-----------

(要 旨)

自殺対策については、全ての市町村で更に体制整備が進むことが望まれており、都においては総合的な自殺対策の推進のため支援を図られたい。

(説 明)

市町村は、ゲートキーパー養成をはじめ、相談体制や、関係団体のネットワーク等を構築するなど、自殺対策として様々な取り組みを行っている。については、市町村が地域の実情に応じた事業を継続して実施できるよう、必要な財政措置を講じることを、引き続き国に対して働きかけられたい。

さらに、平成 28 年 3 月に自殺対策基本法が改正され、市町村においては自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めることとされたが、都においては、市町村に対して計画に係る策定支援を行うための「地域自殺対策推進センター」の速やかな設置を図られたい。

また、未遂者対策や自死遺族等の相談支援体制については、広域的な視点が必要であることから、二次保健医療圏域で未遂者対策並びにグリーフケア及びピアカウンセリンググループ事業等を実施するなど、効果的な未遂者対策の実施や自死遺族等が利用しやすい施策の充実を図られたい。

要望事項	15 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	青少年・治安対策本部 総務局 要望先 生活文化局 福祉保健局 警視庁
------	---------------------------------	--

(要 旨)

400万人の人々が暮らす多摩地域の安全な生活を維持するうえで、警察の果たす役割は極めて重要であり、更なる犯罪防止対策の充実・強化を図られたい。また、市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や無差別犯罪の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するための、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対する組織的・人的支援を含めた支援措置の更なる充実を図られたい。

また、DV被害者等に対する支援について、被害者が身近できめ細かな支援を受けられるよう充実を図られたい。

(説 明)

- 1 新たな市街地が形成され、大規模店舗やマンションの建設など土地利用が多様化する中で、市民が治安に対する不安を感じることがないように、多摩地域における治安対策として、警察署、交番等を増設するとともに、交番等における警察官の常駐化を図られたい。また、駅周辺地域の環境浄化のための住民、地域団体等のパトロールへの警察官の同行など、周辺住民の安全・安心な生活が確保できるよう治安対策活動の推進を図られたい。
- 2 児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるための市町村の施策や、それを支える市民活動と連携した警察官の巡回等による取組を強化されたい。
- 3 犯罪被害者を支援するための総合相談窓口を新宿区の被害者支援都民センターだけでなく、被害者がいつでも身近に相談できるよう、多摩地域にも早急に開設し、支援の充実を図られたい。また、市町村職員向けの研修の実施や都の相談員の派遣による市の相談窓口業務に対する技術支援等、身近できめ細かな支援を引き続き推進されたい。
- 4 地域や商店街などに設置される防犯カメラは、設置地域で発生した事件のみならず、広域的な捜査活動にも大きな効果をあげている。については、都の補助事業を活用して地域団体が設置した防犯カメラの維持経費に対する補助制度を創設するなど、継続的な支援を図られたい。
- 5 安全で安心な繁華街の形成について、居酒屋等を含む客引きの悪質なつきまと

いを防止するため、各市町村が実施するパトロール活動等への連携を強化されたい。

6 現在、被害が拡大している高齢者に対する特殊詐欺対策のための人員増を図るなど、安全・安心のための警察機能の更なる強化を図られたい。また、迷惑電話チェッカーや、自動通話録音機などの機器を高齢者宅に設置できるよう対策を引き続き図られたい。

7 DV対策等の市町村への支援、広域的対応等について

(1) 平成25年6月に成立した改正DV防止法により、市町村についても「配偶者暴力相談支援センター機能整備」、「市町村基本計画の策定」が努力義務化されたことから、都においては、引き続き積極的な技術支援、財政支援に取り組まれたい。

(2) DV対策及びストーカー対策については、相談者が居住している市町村以外の施設に保護されるケースもあることから、同一市町村内では被害者支援の対応が十分できないため、広域的な取組が必要である。近年は市町村に対するDV関連の相談内容も複雑化し、被害者の状況は多岐にわたっており、子どもへの影響、外国人の被害者の支援及び加害者への対応が新たな課題となっている。

都においては、被害者の自立後の支援・見守りをはじめ、保護事業全体の更なる調整機能の強化及び広域的な連絡体制の整備を進めるとともに、引き続き休日、夜間などの緊急時に対応できる施策の充実を図られたい。

さらには、加害者の再発防止に向け、「加害者更生プログラム」の策定への取組を早期に図られるよう国に要望されたい。

(3) 男性に対するDVの相談が可能な体制の充実を図られたい。男性のDV被害件数及び相談件数が近年増加しているなか、男性相談については、東京ウィメンズプラザが実施する「男性のための悩み相談」の電話相談及び面談相談を案内しているが、距離的・時間的に利用しづらい面があるため、多摩地域においても気軽に男性が相談できる機関の創設を早急に検討されたい。

一 般 要 望

要望事項	1 高齢者対策の充実	要望先 福祉保健局
------	------------	-----------

(要 旨)

高齢者対策の充実を以下の通り図られたい。

(説 明)

1 特別養護老人ホームの建設促進及び適正配置

介護保険制度改正により、30床以上の規模の特別養護老人ホームについては、都道府県が指定・監督を行うこととされている。については、次の事項について、都として必要な対応を図られたい。

- (1) 特別養護老人ホームは、いまだ地域的に著しく偏在していることから、「促進係数制度」を継続するとともに施設整備の促進にあたっては、各自治体の状況を十分勘案すること。
- (2) 需要が逼迫している特別養護老人ホームの建設は急務であることから、「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により、施設整備の促進を図ること。

2 認知症高齢者等への支援策の充実

認知症高齢者等の早期発見、在宅生活の支援など、市町村が行う諸施策について支援策を講じられたい。

高齢者の増加に伴ってうつ状態や幻覚・妄想状態などの精神疾患を持つ高齢者は増加傾向にあり、様々な受け皿が必要となる中、主な受入先である精神病院では病状安定後の社会的入院が多く、在宅での介助への対応が課題となっている。

については、地域移行体制整備支援事業等を一層周知するとともに、精神疾患を持った高齢者への在宅での介助ができる支援体制を充実されたい。

3 小規模介護施設への支援策の充実

認知症高齢者共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護等の小規模介護施設に対し、消防設備の確実な整備が求められている。しかし、大規模介護施設の運営事業者と比較した場合、小規模介護施設の運営事業者は、スケールメリット等による業務の効率化や経費削減が困難であるため、消防設備等の維持管理経費等を介護報酬では賄いきれず、また、居住者への転嫁も困難である。については、小規模介護施設の運営事業者が安定的に運営を行うために、介護報酬を適切に設定するよう国に働きかけるとともに、都としても支援策を講じられたい。

要望事項	2 地域交通バスの運行維持に対する支援	要望先 都市整備局 福祉保健局
------	---------------------	-----------------------

(要 旨)

地域交通バスは、少子高齢化が急速に進む多摩地域において、高齢者や交通弱者が気軽に利用できる地域に密着した重要な交通手段である。

市では、コミュニティバスについて、運行本数やルートの見直しなどの経営努力を行いながら運行を継続しているほか、民間路線バス事業者の赤字路線に対しても補助等を行っているが、財政的に大きな負担となっている。

については、地域交通バスの運行維持のため、財政支援の拡充を図りたい。

(説 明)

1 コミュニティバス運行については、バス購入費の補助額の増額とともに、バスの買い替え費用等についても補助対象となるよう補助制度の拡充を講じられたい。

また、運行経費については、運行開始から3年間となっている補助期間の見直しを行い、継続的な支援策を講じられたい。

2 人口減少社会を迎え、今後、よりコンパクトな都市づくりを進めていくうえで、身近な交通手段であるバスの利用は欠かせないものとなっている。

そのため、地域交通バスの運行維持の必要性から、コミュニティバスの運行本数やルートの見直し等の経営改善を図りながら運行を続けているほか、民間のバス事業者の赤字路線に対して補助を行っているが、財政的に大きな負担となっている。

都では、利用者の視点にたった交通戦略を推進するため、路線バスやコミュニティバスなど地域公共交通の改善について検討していることから、地域交通バスの運行維持に向けた市の取組に対して財政支援を図られたい。

要望事項	3 居宅介護支援事業所の指定権限移譲について	要望先 福祉保健局
------	------------------------	-----------

(要 旨)

平成 26 年度の介護保険法改正により居宅介護支援に係る指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、市町村の負担軽減を図るための措置を講じられたい。

(説 明)

介護保険法改正により平成 28 年 4 月に小規模通所介護事業所の指定権限が移譲され、30 年 4 月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることとなっている。

都においては、指定権限の移譲が円滑になされるよう、市町村に新たに発生する事務負担等については、適切な財政措置等を講じること。

要望事項	4 学童クラブ等に対する補助制度等の充実	要望先 福祉保健局 教育庁
------	----------------------	---------------------

(要 旨)

学童クラブ等に対する運営費の補助制度を充実されたい。

(説 明)

学童クラブ事業の充実のため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 学童クラブ事業運営費補助金について、市町村における学童クラブ事業費の実態に合った額となるよう、補助基準額の見直しを国に強く働きかけること。
また、学童クラブ入所児童が増加傾向にある現状に鑑み、71人以上の大規模学童クラブへの運営費補助の継続及び当該クラブに対する補助制度の廃止方針の撤回を国に強く要望すること。
- 2 学童クラブ設置促進補助金について、既存施設の老朽化に伴う改修費や賃料補助等、幅広く補助対象とするよう国に強く働きかけること。
- 3 学童クラブの障害児受入に伴う必要な経費について、障害児の受入れ人数に応じ、専門的知識を有する指導員を増員した場合に補助基準額を拡充するなど、積極的な措置を講じること。また、受入に伴う施設改修等に係る経費についても、積極的な措置を講じること。
- 4 学童クラブの量的拡大を支える放課後児童支援員確保のため、支援員不足が生じることのないよう、宿舍借上げ補助や研修費補助等の措置を講じるよう国に強く働きかけるとともに、都においても補助の予算措置を講じること。
- 5 都型学童クラブ補助については、引き続き継続するとともに、児童1人当たりの面積基準を緩和する等、実情に即した効果的な補助となるような措置を講じること。
- 6 放課後子供教室の拡大と定着に向けて、さらなる財政措置の充実を図るよう国に働きかけるとともに、都においても補助制度を充実すること。
また、子ども子育て支援新制度の円滑な実施に向け、現在の補助制度について、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室推進事業」それぞれに対し、福祉及び教育部局等が連携して柔軟に対応できる制度に見直すよう、国に要望すること。

要望事項	5 認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実	要望先 福祉保健局
------	----------------------------	-----------

(要 旨)

子育て支援を進めるため、少子化対策の一層の推進・拡大を図り、次の事項について補助等の充実強化を図りたい。

(説 明)

- 1 子育て推進交付金制度創設の協議の際に、市長会が了承した付帯要件を踏まえ、障害児保育の対象者の増加や重度化、延長保育の需要増加等に鑑み、各市が行う子育て支援施策の充実のために、子育て推進交付金制度の予算及び運用面を充実すること。
- 2 民間保育所に対する補助制度の更なる充実を図るとともに、保育所の新設に伴う用地取得費に係る補助制度の創設や、保育所用地の確保のための、都有地の無償貸与を行うとともに、国有地の無償貸与が可能となるよう、国に働きかけられたい。
- 3 認証保育所を利用する家庭の経済的負担を軽減し、認可保育所利用者との格差を是正できるよう、認証保育所の利用者に対する保育料補助制度を導入すること。
- 4 保育士の離職を防ぐための処遇改善への支援を講じるとともに、高校生、大学生等へ保育職の魅力を伝える事業展開等、保育士の人材確保策を図ること。また、増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する支援策を講じること。
- 5 認証保育所の単価について、待機児童が多い0歳児から2歳児までの金額が、認可保育所の公定価格と比較して低い金額となっている。待機児童の解消に向けて0歳児から2歳児までの保育単価の見直しを図ること。

また、認証保育所40人までの単価について、認可保育所の定員区分と同様に細分化し、適正な金額を設定されたい。

要望事項	6 障害者施策推進区市町村包括補助の対象範囲等の維持と更なる支援の充実	要望先 福祉保健局
------	-------------------------------------	-----------

(要 旨)

障害者施策推進区市町村包括補助の対象範囲、補助率及び補助基準額を維持するとともに、障害福祉サービスの充実を図るため、更なる支援の充実を図りたい。

(説 明)

- 1 これまで障害者施策推進区市町村包括補助事業の一般事業として実施されてきた障害者日中活動系サービス推進事業について、基本補助以外の部分については個別事業化されることとなったが、市町村における安定した障害福祉サービスの実施のため、対象事業、補助率及び補助基準額を堅持されたい。
- 2 高次脳機能障害については、障害に対する認知度はまだ低く、高次脳機能障害に対応した事業所もまだ少ない。都においては、東京都心身障害者福祉センターを拠点とした支援を行っているが、中途障害ということで孤立しがちな高次脳機能障害者及び家族を支えるためには、身近な地域での支援が必要であり、高次脳機能障害者に特化したプログラムを提供している事業所は、利用者にとって欠かせないものとなっている。高次脳機能障害者の個々の特性に応じた支援が行えるよう、事業者が特別なプログラムを提供した場合には補助を加算するなど、その取組に応じた支援策を講じられたい。

要望事項	7 国民健康保険制度改正や福祉保健行政に関わるシステム改修への対応	要望先 福祉保健局
------	-----------------------------------	-----------

(要 旨)

国民健康保険制度改正や社会保障・税番号制度の導入など法改正に伴うシステム改修経費に対する国の補助額は、各自治体の負担の実態に即したものとはなっていないため、システム改修に係る費用は、市町村にとって大きな負担となっている。

国民健康保険制度改正や福祉保健行政に関わるシステム改修経費等について、国に対し市町村への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する積極的な支援策を講じられたい。

また、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等の算定にあたっては、市町村及び被保険者に過大な負担が生じないように、市町村と十分に協議をされたい。

(説 明)

1 平成 30 年度の国民健康保険制度の改正に伴い、市町村は、国が開発する市町村事務処理標準システムを使用するか、自庁システムを改修するか選択を迫られる。いずれを選択しても一定の経費が必要となることから、市町村に対して新たな財政負担が生じないように、国の責任において万全の財政支援策を講じるよう働きかけられたい。また、都においても、市町村のシステム改修に対する財政支援、技術的支援及び情報提供等をされたい。

さらに、市町村事務処理標準システムを含む国保保険者標準事務処理システムの開発に遅延が生じないように国に積極的に働きかけるとともに、市町村に対して定期的な情報提供を図られたい。

2 今後、マイナンバー法対象事務の拡大、障害者総合支援法施行後 3 年後の見直しなど、関係する法・制度の改正にあわせ、更なるシステム改修が必要となることから、市町村に新たな財政負担が生じないように、国の責任において万全な財政支援策を講じるよう働きかけられたい。また、都においても、市町村への財政支援、技術的支援及び情報提供等をされたい。

3 平成 30 年度からの新たな制度の実施に向けて、都は、国が作成した国民健康保険運営方針ガイドラインに基づき運営方針を定めるとともに、市町村が都に納める国民健康保険事業費納付金や市町村ごとの標準保険料率を定めることになる。その結果、市町村によっては、納付金を納めるために被保険者に過大な負担を求めなければならないことも想定される。

納付金や標準保険料率は、年齢構成を考慮した医療費水準、所得水準に応じて、市町村ごとに算定することになる。都は、すべての市町村の意見を十分に聞き、市町村と協議し、算定されたい。負担が増すと見込まれる市町村には、保険料(税)率が急激に上昇しないよう対策を講じられたい。

市町村が保険料(税)を決定するにあたっては、運営協議会への諮問から条例改正の議決、さらには被保険者への説明まで十分な期間が必要であることから、市町村の実情を踏まえたスケジュールを作成し計画的に進めていただきたい。

要望事項	8 障害を理由とする差別解消の推進のための支援	要望先 福祉保健局
------	-------------------------	-----------

(要 旨)

障害を理由とする差別の解消の推進にあたり、合理的配慮の環境整備、相談事案への適切な対応等のために行う、各自治体間での情報共有や相互協力の体制の構築、全国的な啓発活動について、国に対し市町村への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する積極的な支援策を講じられたい。

(説 明)

平成 28 年 4 月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）が施行されたが、国、都及び各自治体間の連携については、障害者虐待防止法に比べ、差別事案に対する明確な仕組みや取りまとめ機関がなく、自治体間における取組に格差が生じている。

障害者への差別をなくすためには、市民、事業者等に対する障害への理解促進のための啓発が最も必要であることから、都においては、市町村と調整を図り国に働きかけられたい。

- 1 国、都及び市町村が一体となって、差別解消法に係る啓発活動に取り組めるよう、国による財政支援を働きかけられたい。
- 2 市町村では解決が難しい差別事案について、国においてその対応の仕組みを構築するとともに、対応窓口や取りまとめ機関を明確化するよう国に働きかけられたい。

要望事項	9 発達障害者支援センターの開設について	要望先 福祉保健局
------	----------------------	-----------

(要 旨)

多摩地域に発達障害者支援センターを開設し、発達障害者（児）に対する都の取組みを推進されたい。

(説 明)

発達障害者（児）については、早期発見・早期療育やライフステージに応じた適切な支援が求められており、現在、国や都、市町村が、それぞれの役割に応じて取り組んでいる。

都において、成人期の発達障害者に対する就労の支援や医療・心理学的な対応など幅広い専門性が求められる業務について取り組んでいるのは、世田谷区に所在する東京都発達障害者支援センター（TOSCA）の一施設のみである。

発達障害という名称は広く認知されるようになったことから、乳幼児から成人まで幅広い世代からの相談や、関係機関からの相談が増加傾向にある。一方で、学校や社会など、日常生活における困難さに対する理解は十分とは言えず、当事者への支援はもとより、関係機関に対する専門的な助言等の支援も必要となっている。

平成 28 年 5 月に成立した改正発達障害者支援法では、国や都による就労定着支援や、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう支援に関する配慮が新たに規定されていることから、多摩地域に発達障害者支援センターを開設し、広域行政としての取組をより一層推進されたい。

要望事項	10 生活困窮者に対する支援策の充実	要望先 福祉保健局
------	--------------------	-----------

(要 旨)

生活保護受給者を含む生活困窮者の自立支援の充実を図るため、生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業の負担率・補助率の見直しを国に働きかけるとともに、都においては財政支援の充実を図られたい。

(説 明)

生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法の施行により、国の予算体系が見直され、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金には、事業ごとに負担率・補助率が導入されることとなった。従来、セーフティネット支援対策等事業費補助金により全額補助されていた事業についても、平成 27 年度より事業ごとに補助率が設定された。

自立支援や保護適正化につながるこれらの事業は、多くの自治体で積極的に取り組まれているが、補助率が導入されたことにより、財政力に乏しい自治体にとって、今後はこれまで行ってきた施策の継続が困難となる恐れがある。

については、地方自治体に財政負担が生じないよう、負担率・補助率の見直しについて国に働きかけるとともに、都においては補助事業を新設する等特段の配慮を講じられたい。

また、被保護者世帯に対する健全育成事業及び被保護者自立促進事業が引き続き効果的に実施できるよう、地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金の予算額確保及び補助基準額の積算基礎となる基準ポイントの引上げを講じられたい。

要望事項	11 後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた 財政支援等	要望先 福祉保健局
------	----------------------------------	-----------

(要 旨)

平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子において、「今後、引き続き、医療保険制度の安定化と持続可能性の確保等に向けた施策のあり方について検討を進める」とあるが、今後の検討において、後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営が図られるよう、国への働きかけや財政支援等について、都として積極的な支援策を講じられたい。

(説 明)

1 調整交付金の別枠交付の国への要請

被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費については、すべてを定率とし、各広域連合間での所得格差を調整する財政措置は、調整交付金とは別枠で確保するよう、国に強く働きかけられたい。

2 住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正

現行の住所地特例制度においては、市区町村をまたぐ移動があっても、広域連合の区域を越えない場合にはこの特例は適用されない。そのため、多数の介護老人福祉施設等を有する市区町村では、療養給付費負担金等の財政負担が増加している。市区町村間の財政負担の不均衡を是正するため、制度の見直しについて国に強く働きかけられたい。

3 制度の安定的な運営

医療保険制度改革骨子に基づき、後期高齢者医療制度の見直しが検討される際には、被保険者、広域連合及び市区町村の理解と納得を得るとともに、新たな財政負担が市区町村に生じないよう、国に強く働きかけられたい。

4 保険料軽減特例（予算措置）の見直しに係る国への要請

保険料軽減特例（予算措置）の見直しについては、低所得者や制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者への影響が懸念される。やむを得ず見直す場合は、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとされているが、制度概要について早急に示すとともに、実施においては、被保険者の不安や混乱を招かないよう、詳細について周知徹底を図るよう国に強く働きかけられたい。

要望事項	12 特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等	要望先 福祉保健局
------	---------------------------	-----------

(要 旨)

特定健康診査・特定保健指導事業を円滑に実施するため、引き続き、次の事項について国に強く働きかけるとともに、都独自の財政措置等を講じられたい。

(説 明)

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国、都道府県及び市町村が1/3ずつ負担し合うこととされているが、実態は低額な補助単価による交付が行われ、国及び都道府県の負担は不十分なものとなっている。

今後更に高齢化が進展し、医療費の増大が見込まれる中、各保険者による保健事業への取組の強化が求められており、データヘルス計画の根幹となる特定健康診査・特定保健指導の果たす役割の重要度が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定して実施することが必要不可欠である。

については、次の措置を講じられたい。

- 1 補助基準単価及び補助基準内容を各保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置を国に強く働きかけられたい。また、制度改正により国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となることから、都としての調整機能を発揮し、健診単価を統一されたい。
- 2 今後、国保事業の広域的な運営が求められる中、受診勧奨や普及啓発費用、特定健診のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、都独自の支援策も講じられたい。
- 3 健診結果について、新規加入者の過去の健診結果が得られれば、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となるため、国民健康保険並びに被用者保険及び事業者の連携の仕組みを構築されたい。

要望事項	13 新型インフルエンザ等対策における支援の充実	要望先 福祉保健局
------	--------------------------	-----------

(要 旨)

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、必要な対策を整備するための支援策を講じられたい。

(説 明)

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市町村が必要な新型インフルエンザ等対策を講じていくためには、国及び都と役割分担のもと連動した対策の推進が必要である。ついては、都が今後整備するBCPや対応マニュアル等の具体的対策とスケジュールについて、早期に提示するとともに、市町村が必要な対策をとるための財政支援の充実を図られたい。

医療体制の整備については、二次保健医療圏域ごとの取組に差異が生じないように、都が継続的に調整を図られたい。また、現状を踏まえた東京都感染症地域医療確保計画の改定を早期に実施されたい。

要望事項	14 青少年の健全な育成に関する施策の充実	要望先 青少年・治安対策本部 生活文化局 福祉保健局 教育庁 警視庁
------	-----------------------	---

(要 旨)

東京都青少年の健全な育成に関する条例の内容を広く周知・徹底するとともに、青少年の体験活動の充実について、支援を図られたい。

また、青少年の薬物乱用・依存防止のための相談・支援や広報活動の更なる充実、青少年に対するインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に関する正しい知識の普及や広報・啓発活動の促進を図られたい。

また、東京都子供・若者計画の着実な推進のための支援を図られたい。

(説 明)

- 1 東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類の青少年への販売制限や児童ポルノの根絶等様々な取り組みが行われている。今後も、条例を適正に運用するとともに、青少年の健全な育成を図るための対応について、引き続き徹底されたい。
- 2 青少年の健全育成に資する子どもたちの体験活動等を推進するため、「こころの東京革命」普及啓発事業における補助対象を、市が実施する事業に限定せず、地域住民が主体となって行う事業等へ拡充するなど、適切な支援を図られたい。
- 3 青少年による薬物犯罪・事故が顕著化しており、更なる広がり懸念されている。また、昨今スマートフォンやタブレット端末の普及が青少年にも及んでおり、インターネットやSNSなどのメディアを通して、手軽に性や暴力等の過激な情報を入手できる状況となっている。薬物の有害性や危険性に関する正しい知識の普及や対策を更に講じるとともに、青少年を有害情報から守り健全育成を図るため、警視庁、都及び教育機関などの関係部署など様々な機関が連携・協力し、各種媒体による啓発・広報活動の推進など、継続して強力な対応を図られたい。
- 4 子供・若者支援については、未だ対策が不十分な市町村が多い。子供・若者支援地域協議会の立上げや、ニートやひきこもり等の若者対策を推進するため、都においては継続して技術的・財政的な支援を図られたい。

要望事項	15 アスベスト対策の強化	都市整備局 要望先 環境局 福祉保健局
------	---------------	---------------------------

(要 旨)

大気汚染防止法及び環境確保条例において、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するための更なる財政支援、情報提供及び技術支援を講じられたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

(説 明)

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民及び作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業などが行うアスベスト含有調査や、除去工事費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都市整備局及び建築指導事務所における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用にあたっての情報提供及び共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更を伴う場合には、一方的な通告とならないように、十分な期間をもって協議されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去及び処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例やずさんな工事事例が散見される。事業者への届出の周知や建設リサイクル法に基づき、リサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入されないための周知徹底、事前調査の実施に関しても実効性ある対策を講じられたい。

また、アスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋め立て処分としているが、他の方法についての検討を国に働きかけられたい。

- (2) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 19 年 8 月環境省）」では、災害時に発生したガレキ等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等に対する解体の指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査及び検査、さらに廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築するとは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立ち入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。

また、平成 17 年に特定行政庁で調査された 1,000 m²以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、市町村の体制を検討する上で極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000 m²未満についても調査を行い、該当する市へ情報を提供されたい。

都として国のマニュアルを精査し、必要に応じて現実の災害現場を想定したマニュアルとなるよう早急な改訂を国へ要望されたい。

- (3) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続きアスベストに関する専門知識を持った職員が現場に同行し、現場指導の支援及び委託測定による科学的支援の充実等、更なる技術的支援の強化を図られたい。

また、行政処分にあたっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

要望事項	16 放射線及び放射性物質への対応	環 境 局 要望先 福祉保健局 産業労働局
------	-------------------	-----------------------------

(要 旨)

放射性物質への対応として、市町村に対して大気中の放射線量の測定結果を正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて都において対策等を講じられたい。

更に、農水畜産物や食品に対する測定及びその結果の公表を引き続き徹底するとともに、放射性物質に汚染された土壌等の測定・除染に対する財政的支援を行うなど、総合的な対策を講じられたい。

(説 明)

放射線及び放射性物質に対する次の事項について、早急に対策を講じられたい。

- 1 地域的バランスを考慮し、多摩北西地域においても、大気中の放射性物質を正確に測定するための常時監視施設を増設すること。
- 2 土壌中の放射性物質の調査及び除染等について、技術的・財政的支援を講じること。
- 3 除染後の土砂・落ち葉等、放射性物質が含まれる物質の処理方法について、国とともに至急対策等を講じること。
- 4 腐葉土・剪定枝堆肥の生産については、現在、都内農家の一部が再開しているが、対象が限定されており、全面的な自粛解除には至っていない。農家以外の一般市民が自ら生産・施用する腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて、自粛解除の考え方や手順等を示すよう、国に要請されたい。

要望事項	17 飼い主のいない猫対策及び地域猫活動に対する支援	要望先 福祉保健局
------	----------------------------	-----------

(要 旨)

飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費の補助や、地域猫活動への支援、並びに市民への普及・啓発活動の充実を図られたい。

(説 明)

飼い主のいない猫については、糞尿被害や発情期の鳴き声などの猫による直接の被害と、無責任に餌をやる人間と近隣住民との間でトラブルとなるケースがあり、自治体に多くの苦情が寄せられている。

これらの対策として「地域猫活動」があるが、不妊・去勢手術費など、多くの資金が必要であるとともに、関係機関間での連携が必要である。

また、動物愛護相談センターでは、東京都動物の愛護及び管理に関する条例により安易な引取を拒んでいるが、拒むだけでは問題が地域に残ったままになるため、地域における飼い主のいない猫対策への対応を進めていくことが必要である。

都の推奨している猫の飼い方の三原則の推進を図るとともに、動物愛護相談センターの人員体制の強化等、飼い主のいない猫対策及び地域猫活動に対する支援として、下記のとおり特段の措置を講じられたい。

- 1 国は、動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の所有情報を明らかにするためにマイクロチップなどの装着を推進しているが、普及拡大には至っていない状況にある。

終生飼養の観点に加え、災害時にペットと離別したときの対策・効果も踏まえて、マイクロチップの装着は有効な手段であると考えられる。については、東京都独自の猫の取得時におけるマイクロチップの導入促進及び運用管理に関する体制整備を検討されたい。

- 2 都の「医療保健政策区市町村包括補助事業」は、ポイント制に基づき事業への補助が行われており、医療や保健政策といった事業も対象に含まれ、地域猫活動だけに利用することは難しいことから、当該事業に地域猫活動に係る予算の確保又は独自の補助制度の創設を検討されたい。

また、補助率の引き上げ及び補助対象の拡大を講じるなど、各市の実情に合わせた支援を行うこと。

3 動物愛護相談センターへの要望

(1) 飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術の拡充を検討するとともに、猫の捕獲、地域に返すまでの作業に協力すること及び各地域へセンターの職員を派遣し、地域住民への飼育方法等の指導・説明を行うこと等、現状に則した更なる対応を行うこと。

(2) 地域猫活動の周知のため、セミナー等を積極的に開催するとともに、飼い主のいない猫の譲渡会を実施するための団体育成及び講習会等を開催すること。また、飼い主のいない猫対策に係るパンフレットを作成し配布するなど、広く市民に周知させるための方策を実施すること。

4 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により罰則がより強化されたものの、動物虐待や動物遺棄についての取り締まりが不十分である。新たなる飼い主のいない猫を発生させないよう、また、愛護動物の虐待及び遺棄防止が図られるよう、警察等との連携に努められたい。

5 近年、自身の病気など、やむを得ない事情で飼養を継続できない猫に係る相談が増えている。それらの中には、結果的に仕方なく放置され、飼い主のいない猫になってしまうケースがあり、これらに対処するため、保護団体などを紹介しているが、保護団体も財政的に厳しい状況にあるため、保護団体への直接補助等の財政支援などを検討されたい。

6 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号）第3の3「適正な飼育数」で、所有者等は、飼養及び保管する家庭動物等の周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理に努めることとされている。都は、多頭飼育している所有者が周辺的生活環境を損なっていると認められる場合、動物の愛護及び管理に関する法律第25条により勧告を行うことができることとされていることから、近隣住民から相談等があった場合、これに対応できるよう動物愛護相談センターの人員体制を整え、多頭飼育している所有者等に対し、周辺的生活環境を損なうことのないよう指導を強化されたい。

要望事項	18 人権の森としての「国立療養所多磨全生園」の保全伝承	要望先 総務局 福祉保健局
------	------------------------------	------------------

(要 旨)

東村山市に所在し清瀬市・東久留米市と隣接する国立療養所多磨全生園について、ハンセン病の歴史を後世に伝承し、その豊かな緑と史跡の全てを将来にわたって保全するという園の将来構想を実現するよう、国へ積極的に働きかけられたい。

また、多磨全生園の歴史を踏まえた「人権の森構想」の実現化、ハンセン病の知識、人権擁護についての理解の促進に向け、都としても積極的に取り組まれたい。

(説 明)

国立療養所多磨全生園の約 35 万㎡の土地には、3 万本にも及ぶ木々が育ち、緑豊かなオアシスとして東村山市はもとより隣接市の住民にも親しまれている。

入所者と東村山市は、豊かな緑や、資料館、寮、館、神社、納骨堂等の歴史的価値を持つ建造物・史跡の全てをハンセン病記念公園「人権の森」として保全・保存し後世に残し伝えること及び療養所を地域に開放することを目的とした将来構想「人権の森構想」を平成 14 年に掲げ、国へ要請するとともに、構想の実現に向けた活動に取り組んでいるところである。28 年 4 月現在、入所者は 193 人、平均年齢は 84.6 歳となり、将来構想の実現へ一刻の猶予もないことから、迅速且つ確実な課題解決が望まれる。

- 1 園内にある都内唯一の国立ハンセン病資料館をはじめ、多磨全生園は、都内各地の小中学校の人権教育として、療養所の歴史やハンセン病の知識、人権の尊さ等に関する学びの場となっており、この施設が将来的にもハンセン病の歴史を語る教育の場として、保全・伝承されるよう国に対し積極的に働きかけられたい。
- 2 多磨全生園の将来構想の一つである「人権の森構想」を早期実現させるべく、都においても、人権教育や人権擁護、疾病対策、緑の保全などの観点から、福祉保健局、都市整備局及び教育庁など関係各局と連携し、積極的に取り組まれたい。
- 3 多磨全生園の歴史を踏まえた「人権の森構想」の実現化、ハンセン病知識の啓発、人権擁護については、入所者・市・地域住民で取り組んでいるところである。都としても、様々な普及啓発活動に対して、積極的に支援されたい。

要望事項	19 子どもの貧困対策	政策企画局 要望先 福祉保健局 教育庁
------	-------------	---------------------------

(要 旨)

子どもたちが健やかに成長できる社会を実現するためにも、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策を進めるとともに、市町村が実施する施策に対しての財政支援を含めた、保護者への就労支援や子どもへの教育支援など多面的な支援の充実を図られたい。

(説 明)

平成 25 年国民生活基礎調査により子どもの相対的貧困率は 16.3%となり、6 人に 1 人の子どもが貧困状態となっている。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子供の貧困対策に関する大綱」の目的や基本理念を踏まえ、基盤となる保護者への経済的支援や就労支援、子どもへの教育支援、社会的孤立に陥らないための生活支援など、多面的な支援が必要であり、関係機関の垣根を越えた横断的な取り組みを実施していく必要がある。

- 1 「子供の貧困対策に関する大綱」では、都道府県が子どもの貧困対策に関する計画の策定に努めるものとしている。都において計画の策定を進められたい。
- 2 国は、子どもの貧困に関わる実態調査は市区町村が実施し、また調査項目の選定についても原則として市区町村に委ねるとしている。しかし、子どもの実情をより正確に把握し、また、他自治体との比較等を可能とするためには、家庭の経済的状況、教育環境、保健衛生など多分野にまたがる調査とし、都内で共通した調査項目を設定することが必要であるため、その指針を示されたい。また、市町村におけるとりまとめや技術的支援、財政支援を講じられたい。
- 3 子どもの 6 人に 1 人が貧困状態という現状に対し、各地で生活に困っている子どもの学習支援や食事を提供する「子ども食堂」、子どもの居場所づくりなどが広がり、NPO法人などが活動を始めているが、安定した活動を行うためには補助金などの支援が必要である。市町村がその活動を後押しできるよう財政支援等の充実を図られたい。